### 前の スクマネジメント

第110回

明治大学研究特別教授、 地方公務員安全衛生推進協会顧問

# 防災対策と計画性

救助法 日本赤十字社法(1952年)などが、その 波法 (1950年)、 災対策に計画と呼ばれる発想はほとんどな とである。 别 に応じて策定されてきたため、責任主体は 興期という事情にもよるが、それぞれ必要 ら200件近くに上ったといわれる。 かった。1950年代の状況を思い起こす 画性」という概念を防災対策に持ち込んだこ には二点、 策の骨格を決める基本法である。この法律 災害対策基本法(以下、災対法)が、防災対 例である。 々に分かれ相互に連携を欠いた態勢が続 日本では1961 (1948年)、 災害対策に対応する法律は150件か (1947年制定、以下同じ)、 この法律ができるまで、 大きな特色がある。一つは、 こうした法制度は、戦後の復 水防法 (昭和36)年に作られた 道路法 (1952年)、 (1949年)、 国の防 災害 消防 計 電

である

ないかと思う。

た。

後、

計

画の全体量を減らす工夫が必要では

府は新旧表などを公表して訂正を行って 部に重複などの問題が見られるため、

そうした努力は続けられているが、

今

協力の要請、 係する行政機関に資料の提出、 災会議を設ける決まりである。 設置される中央防災会議である。 う意図があった。その中心になるのが国 会議の意思決定に敏感に反応するのが とは異なり地方自治体の多くは、 ならないというル 決定に自治体など行政機関が従わなけれ などが与えられているが、 K の地方防災会議が位置付けられるピラミッ 会議を頂点に、その下に都道府県と市町村 は都道府県と市町村にも同じような地方防 対策に「総合性」と「整合性」を確保するとい せようとしたのが『災害対策基本法』である。 うヨコ串を通し、災害対策に一貫性を持た いてきた。 状の体制を取る。 災対法にはもう一つ、計画を通して災害 それら多様な法律に「計画」とい 地方に対する勧告・指示権限 ールはない。 中央防災会議には、 中央防災会議 組織は国 現実はこれ 意見聴取、 中央防災 災対法で 通 関 例 ば 0

作られたのは1963 (昭和38)

年のことで

は防災基本計画を策定するが、それが初めて

い手は中央防災会議である。 した画期的な制度であった。

中央防災会議 計画行政の担 災害対策に総合性と整合性を持たせようと

災対法は計画性を重視し、

それによって

貫性と総合性の実績

続けられてきた防災基本計画は、

内容の一

内閣

加している。

大災害の発生に合わせ改定が

年版になると分量は308ページにまで増 する度に計画は改定され、2018(平成30 ジにまとめられていた。以後、大災害が発生 ある。当時、この文書はコンパクトに13ペー

## 童

災対法体制



46

### Risk Management

は 0

基本計 ため、 地域 を決 んどい ざっぱに言うと、 期がきているような気がする。 災計画を作成することの意義を検証する時 どうにもならない。 を開いて関連する箇所を探していたのでは ないかとも疑いたくなる。 を超える自治体もある。ところが、自治体 実効性 に合わ それ 地 00ページ前後、 書ほどの厚さになることが多い。ごく大 府県と市町村が地域防災計画を作ること ねているからである。 以防災計 域 めている。 ない。 自 防災計画は労力や時間がかかる割に 画を策定し、 を いうの せ、 治体で文書を通読する職員はほと が乏しい。 画は、 自治: 災害が発生してから、 そのため、 b 規模の小さい自治体でも 計画書の分量は平均で 国の 体が作る文書も肥大化を それに準拠する形で都 中には1000ペー 稼働性の少ない地域防 計画のための計 計 災対法は国が防災 画書が量を増 各地で作られる 量が大部に及ぶ 計 画では やす 画 書

8

辞

続く計画の肥大化と原因

目になるが、 3 た即応力の強化、 5 視すべき項目を示している。全部で8項 治体が作成する「地域防災計画」につい |災基本計画の第1編、 住民避難、 自治体、 (1) 大規模な広域災害に備え 事業者、 4  $\widehat{2}$ 避難生活と生活 被災地への物資供給、 住民 第5章は、 0) 連 携 強 再建, 地 化

> 災害対 る。 努力目標と位置付け、 (6)復興、 内閣府は 策の充実などが、 7 重点項目 津波災害対策、 達成年限についても を義務規定ではなく それらの中身に (8) 原子力

期限は設けていない。

か

重

0

道

たることである。 ける基準は項目が多い なければならない。 防災業務計画が定める基準、 本計画に基づく方針と、 地方自治体は るガイドラインである。 16編は「地域防災計画の作成の基準」と題す 自の防災業務計画を作成しているが、 通省である。 てきたことである。 二つの指針に従って地域防災計画を作 0 問題は、 政府機関が別途、 内閣府の要綱とは (1) 内閣府が所管する防災基 同省は災対法の規定に従 その内の一つは国土交 問題は国土交通省が 同様 2 現行の仕組みでは 内容が多岐に 0) 別に、 少なくともこ 国土交通省 指針を発表 (V その くつ 13 独

かされる。

されている 災都市づくり計 防災上危険な密集市街地の整備に関する 延焼遮断帯などの防災施設の整備、 画に位置付けること、 するため、 がつく。 しかも、それぞれ 例えば、 都市防災に関する方針を都市 画」を定めることなどが規定 都市 の規定には の防災構造化を 避難場所、 細 か 避 それ 13 難 推 説 路

を眺めて、 これは一 これほど詳細にわたる指針を出 例にすぎない が、 そ れらの 項

> る自 するガイドラインの幅と量には、 る善意の表れかもしれない。 る。 に不安を抱くからではないかと疑いたくな 詳細な説明を付すのは、 子が目に浮かぶ思い す は定かでないが、 ?けて多数の重要項目を挙げ、 を横目にしながら地 必 一画の策定作業を幾分でも援助しようと 詳細な指示は自治体が進める地 治体関係者 要があるのかという疑問 が、 アタマを抱えて いずれにしろ国 がする。 域防災計画を策 自治体職員の その辺 玉 が |が自治: それぞれ 湧 地域防災 日の準備 ŋ i V 力量 0) 体 る 定 す 動

### 筆者プロフィール

### 中邨 章 (なかむらあきら)

1940年大阪生まれ。1963年関西学院大学法学部卒 業。1966年カリフォルニア大学バークレー校政治学部卒 業 (B.A.)。 1973年南カリフォルニア大学大学院政治学 部博士課程卒業。政治学博士 (Ph.D.)。カリフォルニア 州立大学講師、ブルッキングス研究所研究員、カナダ・ビ クトリア大学特任教授などを経て、明治大学研究特別教 授、地方公務員安全衛生推進協会顧問。

現在、自治大学校特任教授。危機管理関連の著書に「危 機発生後の72時間』『行政の危機管理システム』などが ある。